

<人的欠格事項>

銃砲所持には<絶対的欠格事項>（所持が許可されない）が定められています。下記のいずれかに該当する場合は銃砲所持ができません。



- 1) 猟銃は20歳、空気銃は18歳にならないと持てない。ただし標的射撃については、日本体育協会の推薦を受けると特別に獵銃は18歳、空気銃は年少射撃資格の規定により14歳から所持許可を受けることができる。
- 2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者（法律で定める破産者）。
- 3) 精神障害または発作による意識障害をもたらし、その他銃砲または刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある政令第8条で定める病気にかかる者、介護保険法に規定する認知症である者およびアルコール・麻薬・大麻・あへんまたは覚せい剤の中毒者。
- 4) 自己の行為を判別し、その判別に従った行動能力がないか著しく低い者。
- 5) 生活の本拠の定まっていない、いわゆる住居不定者。
- 6) 所持許可の取消し処分（銃砲刀剣類所持等取締法・火薬類取締法）を受け、取り消された日から起算して5年を経過していない者。
- 7) 所持許可の取消し処分（人の生命または身体を害する罪もしくは銃砲・刀剣類（刃渡り6cmを超える刃物）・準空気銃を使用した凶悪な罪で、死刑または無期もしくは3年以上の懲役もしくは禁錮刑（法第5条の2、2項2～3号で政令第12条1項・2項で定める罪等にあたる違法な行為）を受け、取り消された日から起算して10年を経過していない者。
- 8) 所持許可の取り消し処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日以後その処分が決定されるまでの間に関係の銃を譲渡した者で、所持しないこととなった日から起算して5年を経過していない者。
- 9) 年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して、5年を経過していない者。
- 10) 禁錮刑以上の刑を受け、その刑の執行が終わりまたは執行を受けなくなった日から起算して5年を経過しない者。
- 11) 銃砲刀剣類所持等取締法もしくはこれに基づく命令規定や処分に違反または銃砲所持許可で許可される獵銃等火薬類、火薬類取締法第50条の2第1項の規定適用を受ける火薬類について、火薬類取締法に基づく命令規定や処分に違反して罰金刑に処せられ、その刑執行が終わりまたは執行を受けなくなった日から起算して5年を経過していない者。
- 12) 生命または身体を害する罪、もしくは銃砲・刀剣類（刃渡り6cmを超える刃物）・準空気銃を使用した凶悪な罪（法第5条の2、2項2～3号で政令第12条1項・2項で定める罪等にあたる違法な行為）で罰金刑に処せられ、その刑の執行が終わりまたは執行を受けなくなった日から起算して5年を経過していない者。
- 13) 12に該当する違法な行為で死刑または無期もしくは3年以上の懲役もしくは禁錮刑にあたる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者。